運転手さん気をつけてね！ぼくたちもルールを守るから

春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日

四月は新入学・園の時期です。ま新しい黄色い帽子やランドセルのかわいいお子さんを見ると、本当にたのもしいものです。

このようなお子さんが健やかに育つよう、またお年寄りの老後の生きがいを願って全国一せいに春の交通安全運動が展開されます。

この機会に次の点に注意し、町民あげて交通事故をなくすようにいたしましょう。

〈正しく安全な横断〉

こどもとお年寄りの事故の多くは、道路を横断するときに起きています。自分自身が事故の被害にあわないよう、また、こどもやお年寄りの手本となるよう正しく安全な横断をしましょう。

〈ゆっくり走ろう〉

昨年の事故をみても、県内で速度に関連した死亡事故は四五人で全死者の一六・五パーセントで原因別では死亡事故の第一位でありました。高速運転がいかに危険であるかが立証されます。

ゆとりと低速運転で、あなた自身の安全を勝ちとりましょう。

〈自転車の安全な乗り方〉

最近、自転車を利用する人が増えてきました。ところが悲しいことに自転車事故が増加しています。この原因は、交差点における自転車の右折方法違反など自転車側のルール違反によるものが多いようです。

自転車も道路交通法上では、車両のひとつになっていますから、決められたルールを守る義務があります。

このルールを守ることがあなたを事故から守る第一条件です。

交通指導車を寄贈

興野　大谷九郎さん

黒埼車輛㈱（社長大谷九郎さん）は交通事故防止に使ってほしいと春の交通安全運動を前に、去る七日交通指導車一台を町に寄贈下さいました。

町では、さっそく春の交通安全運動が四月の上旬から始まることから、歩行者、運転者の指導や夜間パトロールなどを行い、事故や犯罪のない明るい町づくりに大いに活用させていただきます。

善意に感謝致します。

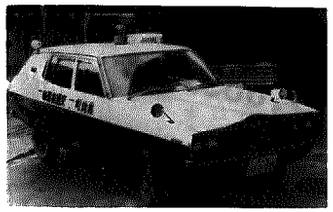

ご存知ですか！ 児童手当制度

児童手当は一八才未満の児童を三人以上養育して生計を維持している者に対して支給される手当です。（三人以上のうち一人が義務教育終了前でなければなりません）

この制度は申請主義を建前としており、申請した月の翌月分からの手当が支給されます。

従って次のような場合は、係からの通知を待つことなく自分で申請されるようお知らせします。

- ●三人目の出生により新たに該当することになった場合。
- ●出生により児童が増えた場合。
- ●他の市町村から転入した場合。
- ●所得制限により支給消滅した場合は翌年五月中に新たに申請してください。

その他には

- ●住所を変更したとき。
- ●受給者が死亡したとき。
- ●支給要件児童（一八才未満の児童全部をいう）の一人が死亡したとき。
- ●受給者が公務員になったときも届出しなければならないことになっています。

但し、支給消滅する場合は届出がなくとも職権で通知しています

以上詳細については、厚生課係宛お問い合せください。

「はかり」検査を

正しい計量が行なわれるために取引または証明に使用する「はかり」は、法律によって検査に合格したものでなければ使用することができません。

この検査は、三年毎に実施されるものであり、今年がその年にあたり、来る四月十九日から二十二日までの四日間、役場前の車庫（中央公民館となり）実施いたします。（詳しくは次号に掲載）

商店などはもちろん、個人も事業所も、取引や証明に使用するものは、すべて対象になりますので、忘れずに検査を受けて下さい。

なお、この検査の実施にあたり各自治会長を通じて、事前に調査をいたしますので、調査もれにならないよう、ご注意下さい。

各自治会長には、三月二十五日までに取まとめのお願いをしてありますので、それまでに調査がなかったときは、自治会長に申し出て下さい。不明な点は建設商工課にお問い合せ下さい。（TEL・八―七五四四）

一年生の心がまえ お母さんへ

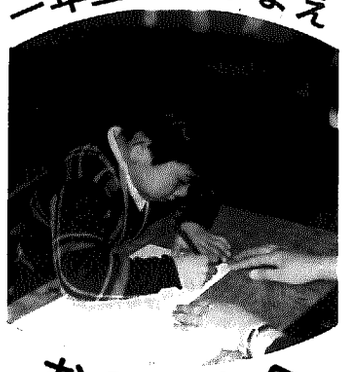

これまで保育所や幼稚園にかよっていたお子さんなら、同級生がまたいっしょになるというケースもありますが、そうでない時のこともあります。初めて会わすお友達を見てこわがったり、先生のお話を聞いているうちに学校ぎらいになることも考えられますので、よく先生と相談したり、ご近所のお友達の家をたずねて、お互いに気心を知らせ合っておくのもよいでしょう。そして、小学校は保育所ではありませんから、お母さんがたにお願いしておきたいのです。

おたくのお子さんに是非これだけは身につけさせておいて下さい。たとえば、①自分の名前が言える、書ける、読める。②あいさつができる。③はいといいえの意志表示ができる。④ハンカチとチリ紙の使い方とあと仕末ができる。⑤衣服は自分で脱ぎ着ができる。⑥一人でトイレに行ける。といった事柄です。とかく、お勉強には神経質になりがちなお母さん方が多いようですが、こういったお子さんのマナーにも気を配って、学校へ送り出してあげたいものです。

それに、つい先走りやすいお母さんは、お子さんに一から百までの順読みを棒暗記させたり「あいうえお」のかなを全部おぼえこませて得々としておられるようですが、クラスの運営は担任の先生の立てられたカリキュラムに従って進められるものですから、お母さんがたのミスリードが、かえってお子さんのお勉強の妨げになることも考えられます。かなぐらい全部読めないより読めた方がいいわけですが、読めたからといってそれがいつまで同級生をリードしつづけられるものでしょうか。それよりも、先生のお話を、一語ももらさず聞いてこられるように仕向けてあげたいものです。

お子さんはこれまでと違った環境におかれるわけですから、早くお友達と仲よしになったり、学校生活に馴れるよう指導し、はげましてやって下さい。学校の先生がたもそれを期待しているはずです。

企業課より

●ガス・水道料金の領収書廃止

ガス・水道料金の納付は、集金員制度から金融機関による口座振替制度に移行するよう努めていますが、口座振替により納入されている方は、五二年四月分より領収書を発行いたしませんので、ご了承願います。なお、領収について融機関に申し出て下さい。

●四月の検針で料金精算

従来、冬期間（一二月より二月まで）水道のメーター検針を休止しており、三月の検針で三ケ月分の料金を精算する予定でしたが今年はまれにみる豪雪のため三月の検針ができませんので四月分まで推定で徴収し四月の検針で四月分を精算致します。

●検針員と検針区域

○小林健治――寺地・立仏の一部
柳作・善久の一部
○小林　鈀――新町・二ノ町・新田町・山田上・立仏の一部・焼鮒団地・板井二・木場八割
○高橋ヨネ――興野二区・中学通七区・八区・川原

●工事の申込み

ガス・水道工事は申込まれてから一週間以上かかりますので、家屋の新築や改築をする場合、早めに企業課または公認業者へ、申し込み下さい。

●転出の際は連絡を

転勤のシーズンとなりました。転出やそのほかの都合で、ガス・水道を中止される場合は、前日までに企業課へ連絡して下さい。翌日お伺いして、検針、精算致します。

税務課より

●確定申告を間違えたり忘れたときは

所得税の確定申告書を提出した後で、申告した金額に間違いのあることに気付いた人は、正しい金額に訂正することができます。

また、うっかりしていて申告書を提出しなかった人は、申告をしなければなりません。

●納め過ぎたとき

所得や税額の計算を間違って、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことがわかったときは、来年の三月一五日までの間に、正しい金額に訂正するための「更正の請求」をすることができます。

●納め足りなかったとき

所得や税額の計算を間違えたため、納めるべき税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いことがわかったときは、なるべく早く正しい金額に訂正するための「修正申告書」を提出し、その差額の税金を納めてください。

●申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならない人が、うっかりして申告書を提出しなかったときは、なるべく早く申告をして、税金を納めてください。

亀田焼却場 無料休憩所の名称を募集

新潟・亀田・横越・黒埼の四市町村による広域清掃事務組合では焼却場隣りに、四一四平方㍍の無料休憩所の建設を進めており、七月一日オープンを目指し、今急ピッチで工事を行っています。

この建物にふさわしい名称を次により募集します。

◎応募方法

『はがき』に名称（理由を簡単に附記）を書き、住所・氏名・年令・職業・電話番号を明記のこと。

◎送り先

新潟市平賀一六一番地
〒九五〇―〇三
新潟地区広域清掃事務組合
事務局宛

◎しめ切り

昭和五二年四月二〇日必着

◎賞　金

一位（一点）――五千円
二位（一点）――三千円
三位（一点）――千円

※一人何点でもかまいません。

※建物概要

敷地面積＝一、一〇〇平方㍍
構造＝鉄筋コンクリート平屋建
面積＝四一四平方㍍
内造＝ステージ・休憩室（和室三）・浴室等を設置

〔民具の展示即売会〕　3月26日・27日の2日間（午前9時から　中央公民館）